

起案用紙（委員会記録伺）

（1号）

議 長	委員長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	合 議	文書取扱主任
起 案 日	令和7年9月17日			処理区分	☐ 重要 ☐ 至急 ☐ 例規 ☐ 公示 ☐ 議案 ☐ 秘		
決 裁 日	令和7年10月2日			保 存	☐ 永 ☒ 10 ☐ 5 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 即廃		
登録番号	7 四議第282号			公 開		非公開理由	
分類番号	04-02-02			☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 04			☐ 時限非公開 ()			
委員会名	産 業 建 設 常 任 委 員 会			会議年月日	令和7年8月8日（金）		
				会 議 時 間	9時55分 ～ 11時50分		
出席委員	委 員 長 山 下 幸 子						
	副 委 員 長 寺 尾 真 吾						
	委 員 宮 崎 努						
	委 員 西 尾 祐 佐						
	委 員 大 西 友 亮			欠席委員			
	委 員 鳥 谷 恵 生						
その他	委 員 外 議 員 上 岡 真 一			委 員 外 議 員 澤良宜 由 美			
	委 員 外 議 員 前 田 和 哉						
執行部出席者	まちづくり課長補佐 中 山 良			農林水産課 食肉センター整備推進室長 兼 食肉センター長 島 村 祐 一			
	まちづくり課 道路管理係長 安 岡 晃			総務課管理主幹 室 津 正 徳			
	まちづくり課 計画係長 松 本 裕 太						
	まちづくり課 計画係技幹 大 西 智 史						
	観光商工課長補佐 今 城 烈						
	観光商工課 商工・雇用対策係長 永 田 佳 久						
事務局	事務局長補佐 岡 村 むつみ						
	総務係主幹 森 下 涼 子						
記 録							
令和7年6月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

■まず、所管事項調査ア「市道全般の草刈りについて」まちづくり課から説明を受け調査を行った。

【説明：安岡道路管理係長】

現状と課題として、四万十市における市道の草刈りは、道路の安全確保や景観維持の観点から、通学路や主要幹線を中心に直営、建設業者などへの業務委託、地域協働により実施している。一方で、地域からの「草刈り作業の負担が大きい」「高齢化や担い手不足などにより協力が難しい」といった声があがってきており、人的・財政的制約から、持続可能な維持管理の在り方が問われている。

具体的な現状について、市の管理市道については中村地区には1,411路線の市道があり、その延長は585kmにのびている。現在の草刈りの実施方法は、大きく分けて2つあり、1つ目として地域協働について、これは約50地区の方をお願いをして実施しており、市の道路維持補修費交付要綱に基づき、要綱に定められた範囲で地区に経費を交付している。過去3年の経過では参加人数について減少、一方で委託費用については上昇してきているという状況。2つ目として業者委託の状況について、国土交通省が実施する河川堤防沿いの草刈りを実施している業者に対し、その堤防の沿線の市道の草刈りを委託しているもの。こちらについても過去3年の経過ではいずれも委託費用について上昇している。その他まちづくり課では、道路の維持管理の委託業務を実施しており、直営作業員に、草刈りを依頼する場合や、直接建設会社に草刈りをお願いしている場合もある。

これらを反映した主な課題として、まず草刈り対象の市道延長が約585kmと長く、全てに対応することは極めて困難と考えている。また、この草刈りについて夏季に作業が集中するため、委託業者の確保が難しい。そして、地域住民の方の高齢化や担い手不足により従来の共同作業が限界に達しつつある。そうした中でも、道路法の第42条では道路管理者は「常に良好な状態を保つ」責務を負っており、必要な草刈りというのはその一環として位置づけられている。

他の自治体における取組事例の調査を行った結果、近隣自治体の状況は、国土交通省は業者委託のみ、高知県は地区委託と業者委託、三原市、宿毛市、大月町は記載のとおりとなっているが、それぞれの課題として上がっているのが主に費用の上昇である。そして、地区をお願いしているところについては、高齢化により実施が困難になっているといった、本市と似たような課題が上がってきている。草刈りの問題については本市だけではなく、近隣市町村を含めた高知県全体の問題にもなってきている。

その他の自治体の取組事例として、高知県及び岩手県では、住民団体へ草刈り委託制度を導入し、実費の支給や保険加入の支援を行っている。宮崎県延岡市では、草刈り実施団体に報奨金を交付する制度を運用。長野県上田市では、担い手不足地域に対し外部から「草刈り支援隊」というものを派遣。沖縄県では、草丈が40cm以上で草刈りを実施するというような独自の制度を設け、その制度に基づき実施している。

これらを含めた今後の検討事項は、各地区、また本市においても様々な課題があると思われる。その中で、どうしてもその市道の管理地区の方の協力がなければ成り立たないものなので、検討事項を5つほど挙げるが、まずはその地域の実情を把握するためにアンケート調査を実施予定。地域の方からリアルな話を聞き、今後の検討に反映させていきたいと思っている。検討事項として、山の優先度に応じた草刈り路線の設定が必要ではないか。道路を通行する視界の確保や草丈にある一定の基準を設けることについても必要になってくると思われる。地域協働ではあるが、今の要綱で定められている条文では、対応が現実的に難しくなっている状況であり、直営等を取り入れるというような柔軟な対応が必要ではないか。草刈り支援制度を創設することも一つの手段ではある。また、農地、農業用施設を保全する組織、多面的機能支払交付金実施組織との連携も考えられると思う。

【質疑：西尾委員】

この予算は市の単独予算という認識でよいのか。

【答弁：安岡道路管理係長】

草刈りに係る予算については全て市の単独予算である。

【質疑：西尾委員】

地区と市議会議員との懇談会において、100%と言ってよいほど、草刈りを今後どうやっていくのかということは常に言われている。その中で、主な課題と検討事項でしっかりと整理されているので、これに沿ってアンケートもしながら進めていただけるとよいと思うが、例えば農業では草刈りロボットみたいなものを実施していく話もある。そのようなものは検討しているか、また、出来るものなのか。

【答弁：中山まちづくり課長補佐】

農業施設を維持するための機械を導入しているところは見たことがあるが、市道の管理においてそのような機械を導入する予定は今のところない。

【質疑：西尾委員】

調べた中でもなかったのか。人とお金、どちらも足りなくなっている状況の中、そういった取組も検討事項というか選択肢の一つに入るのではないかな。

【答弁：中山まちづくり課長補佐】

機械の導入は今回調べていなかったが、再度そういうことも踏まえ調査したうえで、効率化にも繋がると思うので、必要であれば検討していきたい。

【意見：西尾委員】

自分達も良い取組事例がないか確認しながら、一緒になって出来ればと思っている。

【質疑：鳥谷委員】

草刈りをしなくて済むように、背丈が伸びにくい植物の種を蒔くなどの方法はないかな。

【答弁：安岡道路管理係長】

植生による雑草抑制は現時点で実用化は困難と考えており、防草シートを使用し、草を生えなくするような検討もしているが、耐用年数の問題や、防草シートが設置出来ないところもある。防草シートを使用することが効果的か、草を抑制する別の方法がないかも含めて、今後地区の意見を聞いていきたい。

【質疑：鳥谷委員】

安並にヤギが放たれているが、まちづくり課としては効果があると考えてるか。

【答弁：中山まちづくり課長補佐】

調べたうえで、もしそのような事例があったり、地区からそのような相談があれば、前向きに考えていけたらと思うが、管理や飼育がとても大変だと思うので、あまり現実的ではないような気がする。雑草が生えない背の高い草を、農業施設の維持管理等で見たことがあるが、それを植える手間や、植えたとしても間に生えてくる雑草を長い期間、雑草を引いて管理したうえでしばらく経って生えなくなるというのが現状らしく、それが大変だということで、なかなか農業施設の維持でも進んでいないのが現状ではないかと思う。防草シート等が望ましいのではないかなと思うので、また検討したい。

【質疑：宮崎委員】

草刈りの実施方法等のところで、中村地区と西土佐地区が分けられている理由は。

【答弁：中山まちづくり課長補佐】

今回、まちづくり課長への出席要求だったため中村地区をあげたが、産業建設課においても当然草刈りを行っており、支所では一級二級路線に関しては、直営のような、ある一定の方をお願いをして刈っていただく、委託のような形でやっているとのこと。一級二級以外のその他の路線については、地域、区ごとに依頼をして、同じように延長幾らという形で、お金を地区に支払って管理をしていると伺っている。

【意見：宮崎委員】

合併から20年経過したが、中村地区は中村地区、西土佐地区は西土佐地区という1市2制度のような形でやるのか。特に土木に関しては、同じような基準でやっていく必要があると思う。市長副市長の指示だったらこれ以上は言わないが、課でやるようなことであれば、今回の検討課題についても、一緒に進めていくようにして、こつこつ積み上げていってもらいたい。

【質疑：山下委員長】

通学路の件だが、自由ヶ丘の真ん中から中村西中学校に向けて下っていく坂道について、7年ほど前「街灯も半分から一切ついておらず本当に危険だ」と地域の区長さんから相談された。まず街灯を2、3本建てていただき、草刈りについてはそれまではずっと区長さんが優先的にしてくださっていたが、現在新しい区長さんに交代し、今はもうフェンスに草が巻きついて、フェンスがあるのかどうかも分からないほど、通学路が草だらけになっている。ここ2、3年私も定期的に見に行くようにしているが、所管課もぜひ下見に行っていていただいて、安心安全に通学ができるように、優先的に草刈りをしていただきたい。

【答弁：安岡道路管理係長】

自由ヶ丘から中村西中学校に向けて下っていく坂道は市道であり、通学路の安全プログラムでいろいろ話が出ており、その中でも、区画線を設置する等の検討をしている。草刈りについてもご指摘の

とおриだと思うので、確認をして適切に対応していきたい。

【質疑：寺尾副委員長】

要綱に基づいた、各地区に対する金額を知りたい。人数に関してはあまり違いはないが、金額は上がっているのか、どのような金額で出されているのか。物価が上がったことにより、金額も上がったのか。

【答弁：安岡道路管理係長】

この金額について、要綱の中ではメートル当たり単価 22 円という設定になっている。実際には地区にやっていただいた延長に応じて支払いをしており、地区としても刈る範囲というのは地区で話し合ってもらった結果のため、年間いろいろ違っている状況。まず、令和 4 年から 5 年にその地区での話し合いがあり、そこで大きく変わってきた。その後、地区で人数が少ないながらもやっていただいたということで、その費用が上がっている。

【質疑：寺尾副委員長】

高齢化も含めて草刈りの出来る人口も少なくなってきたが、お願いしている距離は長くなってきているということなのか。また、それを分かったうえで、長く依頼をしているということか。

【答弁：安岡道路管理係長】

刈る範囲というのは要綱の中で既に決まっており、その範囲の中でどれだけやっていただけるのかはその地区の判断なので、最大の範囲で行った場合、予算的には延長 22 円の単価でいくと、大体 250 万円ぐらいになる予定。地区に応じて、刈る市道の延長が決まっており、実績で全体のうち、何メートルやっていただいたので幾らという支払いをしている。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項調査「四万十市空き家等利活用促進モデル事業について」まちづくり課から説明を受け調査を行った。

【説明：大西技幹】

この事業は、平成 29 年 3 月に策定した四万十市空き家等対策計画に基づき、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて、空き家の所有者等に対し、空き家になった経過や今後財産である空き家をどうしていくつもりか等を確認するための意向調査を実施。その成果をもとに、県下における大きな宅建 2 団体と、空き家の利活用等についての協議を開始した。この結果に基づき、需要と供給に関して、調査回答をいただいた所有者の約 6 割程度が、空き家をどうしたいかに対しては賃貸・売買したい、手放したいというものも含めての意向を示した。併せて、住宅ニーズ調査として、子育て世帯、具体的には保育所等に子どもを通わせている親に対しアンケート調査を行い、その中で空き家の利活用に対して抵抗がないか、使える余地はあるかという趣旨の質問をしたところ、7 割強の方が空き家の利活用に対しては抵抗が少ない、検討できるといった回答だった。

この事業自体は簡単に言えば、空き家をこれからどうしようかと二の足を踏んでいるような所有者が、市に申請をし、その申請をもとに、空き家の情報または個人の情報を、宅建 2 団体に所属している不動産事業者へ情報提供できるような仕組み。所有者がいきなり不動産屋に行くことはハードルが高いという声もあり、また、県外在住者が、地元の不動産情報をなかなか把握出来ないという相談を受けることもあるため、そのようなことを後押しできるように、市が間に入れないかといったことが大きな目的の 1 つになっている。2 つ目は、これまで移住の空き家バンクについては企画広報課でも推進しているが、この意向調査の結果等も踏まえて、市内のニーズに対してもう少し利活用を促進していくことを目的にしている。3 つ目として、市が所有者等事業者とのくさび役となることで、所有者に安心して賃貸に乗り出してもらうことが出来るのではないかと。二の足を踏んでいる間に、例えば雨漏りしていた場合、状況はもちろん悪化していくため、維持管理が出来る、または出来ている間に、何とか後押しして次のステップに進んでもらえるような仕組みを作ることを目的にしている。これを実際の事業につなげるに当たり重要課題として、着地点はあくまで持続性のある活力につなげていくことが非常に重要で、具体的には宅建業者に空き家の取扱いに慣れてもらい、決して空き家を仲介することへのハードルが高くないということを改めて認識してもらう。あとは所有者目線からいくと、不動産事業者に対する信頼性等を取り戻せることを最終的なゴールに置いているので、最終的には市が介入せずとも、所有者が安心して不動産屋に、空き家になりそうだがどうしたらいいかというようなことが自然と相談がつながっていくような、今はそのくさび役に市がいるという意味でのモデル事業になっている。

これらを実現するために、令和5年3月1日、市と高知県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会それぞれの高知県の本部と3者協定を締結した。この協定に基づき、令和5年4月から具体的に事業を開始。市に利活用を申請した所有者や物件の情報を、両協会から推薦を受けた登録事業者に対し、斡旋、情報提供できるような仕組みをつくっていて、現在登録事業者としては市内にある8事業者に対して、この仲介をやりませんかというような形で情報提供している状況。手続の流れについては、空き家の所有者からの申請受付後に、まず宅建2団体に対してこの情報を個人情報を抜いた状態で提供する。ここにこういった建物があるが、仲介を希望される方がいないか等情報を流してくださいという趣旨で2団体に流したものを、事業者へ情報を流していただき、それらに基づいて、例えば2社3社、不動産屋が手を挙げていただけたら、その2社3社の情報を今度は所有者に対してこういった方がやりたいと言っていると、そこで確認がとれたら具体的に空き家所有者の情報や、その所有者の連絡先住所等の個人情報を含めた情報を、不動産屋に対し改めて提供する仕組みになっている。その情報をもとに、紹介した業者と消費者と通常の仲介業務のような形で、この空き家をどうしていくかをお互いで協議していくもの。

令和5年度から始まり現在3年目になるが、受理件数としては5年度は運用のやり方を検討しながらということもあり、申請を受け付けるところには至らず0件であった。6年度には5件、7年度8月8日時点では2件の申請を受け付けている。不動産屋に聞くとすんなり成約に至らず、これまでに成約に至ったものは1件のみと報告いただいている。これら以外にも、受理するまでには至らないが、大体年に5、6件は電話や窓口で相談をいただいている状態で、申請に至らない経過としては「もう少し考えてみます」といって帰られる方がほとんどだと認識している。

これからの課題は、申請の受理から事業者を斡旋するまでの期間を出来るだけスムーズに短くしていくことが重要と考えている。重い腰を上げて相談いただいた消費者にまたそこから時間をかけるといことは、また腰を据えてしまう可能性もあり、不信感を抱かれるとこの事業の元々の目的を果たせないことにも繋がる。これまで大体、1か月から1か月半程度で紹介するところまでは出来ている。物件の質によっては多少時間がかかってしまうこともあるため、そういうところは消費者ともう少し密に連携をとる等して、受け付けてからの期間は1か月以内に圧縮していきたいと考えている。

空き家に対するネガティブな印象が強く、あくまで個人が持つ、代々受け継いできた財産なので、ネガティブに考えるのではなく、より良い財産として、次の利活用を考えていくように、消費者や不動産屋のイメージを払拭していきたい。

庁内の関係部局間の連携強化については、大きくまちづくり課が空き家全般を持っており、企画広報課で移住の推進、地震防災課で解体、除却の補助事業を持っている。空き家に関する補助なのでこの3部局が連携をとりながら進めていく事が所有者にとってはハードルも下がり、連携をとることで消費者に頼りやすい分かなりやすい市役所であり続ける必要があることが課題である。

【質疑：寺尾副委員長】

受理件数を含め年間ベースで考えたら、そこまで大きな効果を作れていないという判断もしている。実際にどの程度の労力、広報、様々な事務をしている中で、いつゴールを達成するつもりでやっているのか。

【答弁：大西技幹】

端的に言えば、これをやめることがゴールだと考えている。そのゴールがいつになるのかという着地点だが、これは何かしらの調査のタイミングや、上位計画の見直しのタイミング等、そういったところで一度大きく検討すべきだと考えている。具体的に言うと都市計画マスタープランの見直しや、立地適正化計画の見直しも控えている。あくまで都市計画区域内に特化した話ではあるが、中心市街地がメインになってくるといことは空き家の問題も関係するので、そのようなタイミングで宅建協会とも密に連携をとりながら、ゴールのタイミングは見計らっていききたいと考えている。

【質疑：寺尾副委員長】

ゴールが見えていない中でこの事業をいつまでもする必要性はないのかなと思っている。担当として地域おこし協力隊も雇っているが、その隊員が退職した際に、実務として担当課だけでこれやっていくのか。地域おこし協力隊が必要なほどの事業なのか。

【答弁：大西技幹】

地域おこし協力隊はこのモデル事業の申請受け付け等もしているが、空き家以外のミッションも行っている中で、全てが空き家のミッションではない中でバランスを見ながら空き家の部分も助けてもらっている状態。今の申請件数の量でいけばあまり労力もかかっていないので、むしろこのモデル事

業に重きを置くよりはそういう課外的なところでの取組に対して活動してもらう方がいいかなと考えている。

【意見：寺尾副委員長】

問題は空き家をどうしていくかという、根本は所有者がどうしていきたいかというのを明確にしてから、それをきちんと地元の宅建業者で不動産業者に伝えることで、理解醸成を図るということに注力していただいて、この事業がなくてもできるような社会像を目指せればと思う。そういうところも考えて今後の事業の取組、推進ないし最終的にはゴールに行き着いたというところまで持っていただければと思う。

【質疑：宮崎委員】

この事業自体が市民に対する啓発活動としては効果があると思う。まちなか空洞化の状態でどこに空き家があるかわからないという状態を、どこにどういう空き家があるということをまず市が把握するだけでも、データがどんどんたまっていけば、市が作って行くこれからの計画に反映出来るというところで評価はしている。

その中で気になったのが、代々受け継いでいるものもあれば、この辺であれば天神さんの借地の上に建っている場合や、市から借りている土地の上に家を建てていて、それが空き家になってそういうのを空き家バンク等で出していないかとか、第三者が所有とか、そのようなものに関してはプロに任せるという形なのか、こちらでの情報提供時に話を聞いた上で、トラブルになる可能性があると伝えられているのか。

【答弁：大西技幹】

申請の段階で登記と本人確認書類を提出いただき、そもそも建物登記があるのかないのか、誰の土地の上に建っているのかということは当然のことながら確認する。市の土地ではないが、別の方の土地の上に建っていて、建物登記はなく、誰が建てた建物か分からないが最後に住んで課税された方はこの方だというようなケースはよくある。そういったことを、いきなり扱うということはまず避ける、そういう事案を知っているからこそ避けられると思っている。

【質疑：西尾委員】

調査回答では賃貸・売買したい人が多いが、それに比べて実績が少ないのはなぜか。

【答弁：大西技幹】

回答いただいた方にさらにアンケートを取っていくなかで、選択肢に「行政に管理や活用をお願いしたい」という項目も入れており、中には「賃貸・売買を市が全てやってくれると思っていた」というような方もいた。「空き家を賃貸・売買したいという回答をいただいていたが、こういう事業を始めるがどうか」というアンケートをとった際には「市が全てやってくれないのならやめておく」という方も多く、そのようなことがメインの理由となっている。

【意見：西尾委員】

色々な理由や課題もしっかりと把握されており、実態の確認等が出来ていると思うので、後をどうするかというところを確認しながら進めていただきたいと思う。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項調査ウ「市民祭のあり方について」観光商工課から説明を受け調査を行った。

【説明：今城観光商工課長補佐】

しまんと市民祭パレード開催の経緯は、現在のしまんと市民祭について、市役所に残っている資料を確認したところでは、昭和の大合併以後となる、昭和30年代から、中村市民祭として開催されてきており、平成17年度の四万十市合併以降は、しまんと市民祭として開催され現在に至っている。

開催日程については、平成元年度以前、資料が莫大になるのでまだ全てを確認出来ていないが、平成2年度以降を確認したところでは、7月下旬または8月初旬の土曜日のいずれかで、踊りと提灯台を同日で実施してきている状況である。

平成25年度の実行委員会臨時総会において、翌平成26年度以降のパレードの開催日については、近隣市町村の他のイベントとの関係、兼ね合いやイベントの認知を高める意味で、7月の最終土曜日に固定することが決定し、引き続き踊りと提灯台も同日に開催していく方針を確認。パレードの実施の時間帯は、平成16年度頃から踊りが昼間の15時台に始まり19時台に終了する。その後提灯台が夜間の19時台に始まり21時半に終了するという現在のベースとなるような形になっている。決定までの基本的な流れは、例年パレードの実施後の10月頃に踊りと提灯台の参加団体を交え、作業部会を開催して

いる。そこでの反省点や次年度への改善点等の意見をいただき、事務局で実施内容の素案を固め、翌年また作業部会並びに、提灯台は保存会で内容の確認を行い、実行委員会総会において決定している。

今年度は、7月26日16時からパレードの出発式、16時半から踊り、19時半から提灯台を行い、参加団体数と参加者数は、踊りが10団体638人、提灯台が8団体680人となっており、近年の参加者数は横ばいで推移している。観光商工課として、市街地のにぎわいに寄与するようなイベントとしていくため、集客やにぎわいづくりに重きを置きながら努めていきたい。

【質疑：宮崎委員】

踊りが19時10分まで、19時半から提灯代という提案は誰がしたのか。

【答弁：今城観光商工課長補佐】

パレードの時間帯の提案は、意見等も踏まえ事務局で提案している。

【質疑：宮崎委員】

なぜ19時半からにしたのか。

【答弁：今城観光商工課長補佐】

提灯台の前に踊りがあり、炎天下で踊ることを避けたことから、今年度は踊りのスタートを前年度より30分遅らせたことにより、提灯台のスタートも30分遅れた。

【質疑：宮崎委員】

天気の関係もあると思うが、踊りを大事にするあまり提灯台をないがしろにしていないか、踊りと提灯台を別日にすることは出来ないのか。

【答弁：今城観光商工課長補佐】

選択肢の一つとして、次年度に向けて参加団体などからも意見を聞いてみたい。

－小休－

－正会－

【質疑：山下委員長】

市民祭翌日に、子育て中の父兄の方と、高齢者の方から私に電話が入り、今回四万十市となって20周年記念で市役所駐車場を使われたと思うが、子育て中のお父さんお母さん方から、本当に安心安全でゆっくりお祭りを楽しむことが出来たということ、高齢者の方からはトイレを利用させていただき、暑くなったら職員が「どうぞ休んでください」と市内の1階を使わせていただくことも出来て、良いお祭りで楽しかった、思い出が出来ましたとご意見をいただいた。20周年だからかもしれないが、四万十市として来年もこういう形を作っていただきたいという要望が入ったが、いかがなものか。

【答弁：今城観光商工課長補佐】

市役所駐車場の物販については市制20周年を一つの契機にやらせていただいたもので、今年度の実施結果の検証がまだ出ていない状況。それを踏まえて次年度どうするか事務局の中で考えていくので、そのようなご意見も受け止めて、前向きにやっていく。持続していくやり方を考えていきたいと思っている。

※他に質疑なく終了

■次に、所管事項の報告ア「新食肉センターの整備事業の進捗状況について」食肉センターから報告を受けた。

【説明：島村食肉センター整備推進室長】

事業者選定について、本年5月に事業者選定のプロポーザルを開始し、8月1日に一般社団法人四万十食肉公社において、「(仮称)四万十市新食肉センターの建替工事」に係るプロポーザル審査会を開催し、審査の結果、「共和化工・合田工務店・花木工業特定建設工事共同企業体」を受託候補者として決定した。今参加は1者であり、審査員は四万十食肉公社1名、四万十市2名、高知県1名、民間事業者2名、計6名で審査を行った。審査基準について、評価点は600点満点で、「共和化工・合田工務店・花木工業特定建設工事共同企業体」の評価点は431点であった。相手方からの提案価格は73億9,750万円であり、設定上限価格と同額となっている。今後は受託候補者と契約に向けての協議を行い、今月上旬頃を目途に契約を締結し、締結後には実施設計を開始し、令和11年2月から3月の仮稼働を目指して整備事業を進めていく。

【質疑：西尾委員】

評価点の 431 点について、最低超えなければならない点数は。プロポーザルを行うに当たり、質問事項があったのはこの 1 者だけだったのか。

【答弁：島村食肉センター整備推進室長】

評価基準は 600 点満点中 6 割である 360 点を超えなければ指名しない形にしていた。1 者のみであった。

【質疑：島谷委員】

物価高騰で予算をオーバーした場合、どのような契約締結をしていくのか。

【答弁：島村食肉センター整備推進室長】

実施要綱上は、物価などの高騰があった場合には両方で協議をする形になっている。もしそのような事態が発生した場合には協議を行い決めていかなければならないと考えている。この事業は四万十市だけの費用で賄われているわけではないので、早い段階から高知県を始め、各市町村と協議をしていきたい。

【質疑：寺尾副委員長】

審査委員の選定はどのようにしたのか。

【答弁：島村食肉センター整備推進室長】

民間事業者の 2 名は食肉公社。七星食品と愛媛飼料産業と 3 者で四万十食肉公社を設立しており、七星食品と愛媛飼料産業は実際にその製品を搬出する先であり、生産工場についても詳しいところがあるため、今回委員となってもらった。

【質疑：寺尾副委員長】

審査委員の内訳について。

【答弁：島村食肉センター整備推進室長】

四万十食肉公社は理事である田能副市長で、四万十市の 2 名は実際に使う現場の職員と建築担当の職員。高知県は建築担当部署の課長。民間事業者 2 名は先ほどの七星食品と愛媛飼料産業。

※報告終了。

■次に、その他の事項として、管外視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

【山下委員長】

管外視察については、岐阜県高山市、富山県滑川市及び富山県射水市とする。

■その他の所管事項調査について

【山下委員長】

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものとしてよろしいか。
(異議なし)

その他の所管事項調査については、引き続き閉会中の継続調査の申出を行うものと決した。

－小休－

－正会－

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。